

岐阜県公報

第二千九百六号

平成二十九年十二月十五日

(金曜日)

目次

告示

道路の区域変更

(道路維持課) 七一九

公示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業・金融課) 七一九

公共測量の終了

(用地課) 七二〇

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(技術検査課) 七二〇

指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出

(建築指導課) 七二一

正誤

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知中訂

(治山課) 七二二

農林水産大臣の指定施業要件の変更の予定中訂正

(同) 七二二

告示

岐阜県告示第五百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年十二月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道	池藤橋線	揖斐郡揖斐川町上野字峰山二二七〇番八地先から同郡同町同字同二二六九番一地先まで	前 後	六七 ・ 九二	三三 ・ 四一	三三 ・ 三八

公示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書

の提出があつたので、同条第三項の規定により概要を公示する。
 なお、その意見書は平成二十九年十二月十五日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

平成二十九年十二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
クスリのアオキ新池店
美濃加茂市新池町二丁目六九 一 外
- 二 意見の概要
美濃加茂市長の意見

- ・騒音の対策について
 - ・光害について
 - ・交通について
- (届出事項 新設)

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により垂井町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
垂井町
- 二 作業種類
公共測量(数値撮影(デジタル)、同時調整及び写真地図作成(デジタルオルソ))
- 三 作業期間
平成二十九年五月二十日から

同 年十一月三十日まで
 四 作業地域
垂井町

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項第四号(廃業等)の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十九年十月十日	有限会社 平野組	取締役 松長圭介	揖斐郡揖斐川町谷汲名札五四七-七〇	般二十七九三六三	とび・土工及び舗装工事業
平成二十九年十月十三日	泉左官住設株式会社	代表取締役 泉恵美	揖斐郡池田町本郷一〇九四番地の六	般二十七一五四〇〇	電気工事業
平成二十九年十月十九日	ユタカ建築	石田豊	中津川市中津川一二八四番地の一〇	般二十四三二〇七	建築工事業
平成二十九年十月十九日	小寺電気	小寺賢二	揖斐郡池田町本郷一五四四番地の六	般二十五三〇〇一七	電気工事業
平成二十九年十月二十日	三建産業株式会社	代表取締役 春田保博	大垣市十六町八四八番地	特二十九二〇〇三八	造園工事業
平成二十九年十月二十三日	高村工業株式会社	代表取締役 高村 實	美濃加茂市加茂野町加茂野七六一番地の二	般二十四三〇六一	管工事業

平成二十九年十一月八日	株式会社 ミーティングハウズ・山田	代表取締役 純敬 山田	羽島市上中町一色一四三番地	般二十六 一〇二七三 四	電気工業業
平成二十九年十一月八日	岐阜二チ ナン	原田三男	岐阜市次木一八三番地七	般二十四 一六五三四	とび・土工工業業
平成二十九年十一月二日	工業 内田木材	内田貞夫	揖斐郡揖斐川町白樫六七〇	般二十八 七七八八	建築工業業
平成二十九年十一月一日	建築板金店小竹	小竹智士	不破郡垂井町府中二二一六番地	般二十八 二〇一四	屋根及び板金工業業
平成二十九年十一月一日	荒田電機	荒田康元	大垣市浅中一丁目七四番地二	般二十七 二〇一〇九	電気工業業
平成二十九年十一月一日	室建産業株式会社	代表取締役 室義 光	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原三三八番地	般二十四 二〇〇九四 三	土木、建築、とび・土工及び水道施設工業業
平成二十九年十一月一日	株式会社 イワサキ 住器	代表取締役 逸司 岩崎	大垣市万石三丁目四〇番地二	般二十四 一三二四八	板金、ガラス及び内装仕上工業業
平成二十九年十月三十一日	有限会社 浩貴工業	取締役 西垣貴子	土岐市泉町久尻一四二九番地二七	般二十九 六〇〇〇四 四	土木、とび・土工及び水道施設工業業
平成二十九年十月三十一日	那須電気	那須英夫	岐阜市三田洞東二丁目二番二五号	般二十九 一四四〇〇	電気工業業
平成二十九年十月二十七日	有限会社 熊谷産業	代表取締役 熊谷 邦夫	中津川市付知町一〇一〇〇番地の四	般二十四 七〇〇二四 一	土木及びとび・土工工業業
平成二十九年十月二十七日	間宮建築	間宮朝彦	美濃加茂市加茂野町稲辺二二六番地一	般二十四 五〇〇五三 〇	建築工業業

平成二十九年十一月八日	岩田組	岩田哲雄	安八郡安八町森部三七二	般二十六 二〇〇五一 九	鉄筋工業業
平成二十九年十一月二十七日	イワタ建設株式会社	代表取締役 岩田 美枝子	岐阜市金岡町五番地	般二十八 四二二〇	土木工業業
平成二十九年十一月二十七日	東海防水株式会社	代表取締役 丹羽 暁	岐阜市清上沼七五四番地	般二十八 五五六四	とび・土工、塗装及び防水工業業
平成二十九年十一月二十七日	山下保温工業所	山下正廣	各務原市那加大東町二番地三九	般二十八 一五九四九	熱絶縁工業業
平成二十九年十一月二十八日	株式会社 入山鉄工所	代表取締役 入山 定正	羽島市江吉良町一六六一番地	般二十八 一〇〇九三 三	消防施設及び清掃施設工業業

指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があつたので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出のあつた指定構造計算適合性判定機関の名称
株式会社建築構造センター
- 二 変更しようとする事項
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

(変更前)

- 東京都新宿区新宿一丁目八番一号
- 宮城県仙台市青葉区本町二丁目一〇番二八号
- 福島県郡山市中町一一番五号
- 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号
- 千葉県船橋市葛飾町二 四〇二一三
- 神奈川県横浜市西区北幸二丁目三番一九号
- 長野県長野市南郷町一〇八二番地
- 愛知県名古屋市中区栄四丁目一四番二号
- 三重県四日市市浜田町二番一八号
- 島根県松江市中原町六番地
- 岡山県岡山市北区内山下一丁目三番一九号
- 広島県広島市中区八丁堀一五番六号
- 香川県高松市亀井町二 一
- 愛媛県松山市三番町七丁目一三番一三号
- 福岡県福岡市博多区御供所町一番一号
- 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目九番三八号
- 長崎県長崎市万才町三番四号
- 宮城県宮崎市川原町五番一〇号
- 鹿児島県鹿児島市西千石町一一番二二号
- 沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号

(変更後)

- 東京都新宿区新宿一丁目八番一号
- 宮城県仙台市青葉区本町二丁目一〇番二八号
- 福島県郡山市中町一一番五号
- 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号
- 千葉県船橋市葛飾町二 四〇二一三
- 神奈川県横浜市西区北幸二丁目三番一九号
- 長野県長野市南郷町一〇八二番地
- 愛知県名古屋市中区栄四丁目一四番二号
- 三重県四日市市浜田町二番一八号
- 島根県松江市中原町六番地
- 岡山県岡山市北区内山下一丁目三番一九号

広島県広島市中区八丁堀一五番六号

香川県高松市亀井町二 一

愛媛県松山市三番町七丁目一三番一三号

福岡県福岡市博多区御供所町一番一号

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目九番三八号

長崎県長崎市万才町三番四号

鹿児島県鹿児島市西千石町一一番二二号

沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号

三 変更しようとする日

平成二十九年十二月二十八日

正 誤

(原稿誤り)

平成二十八年四月八日第二千七百三十八号 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(岐阜県告示第二百七十五号)二三八頁上段前から二行目中「塚字奥山」は、「塚字塚奥山」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十八年九月三十日第二千七百八十六号 農林水産大臣の指定施業要件の変更の予定(岐阜県告示第五百二号)六二五頁上段後から十四行目中「字霜深」は、「字霜探」の誤り。

平成二十九年十二月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三 一 岐阜文芸社